

## 12 その他主な改正項目

# (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(※1)について、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものが対象法人から除かれた上、その適用期限が2年延長されました(措法67の5①、措令39の28①)(※2)。

[対象法人(措法67の5①、措令39の28①)]

対象法人	左から除かれる法人
中小企業者(※3)	① 通算法人
農業協同組合等	② 常時使用する従業員の数500人を超える法人
	③ <b>特定法人(電子申告義務化対象法人)(※4)のうち常時使用する従業員の数300人を超えるもの(※5)</b>

※1 中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を令和8年3月31日(改正前:令和6年3月31日)までの間に取得等をして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます(措法67の5①)。

※2 中小企業者等が令和6年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用されます(改正措令附則19)。

※3 適用除外事業者に該当するものを除きます(措法67の5①)。

※4 特定法人とは、次の法人をいいます(法75の4②)。

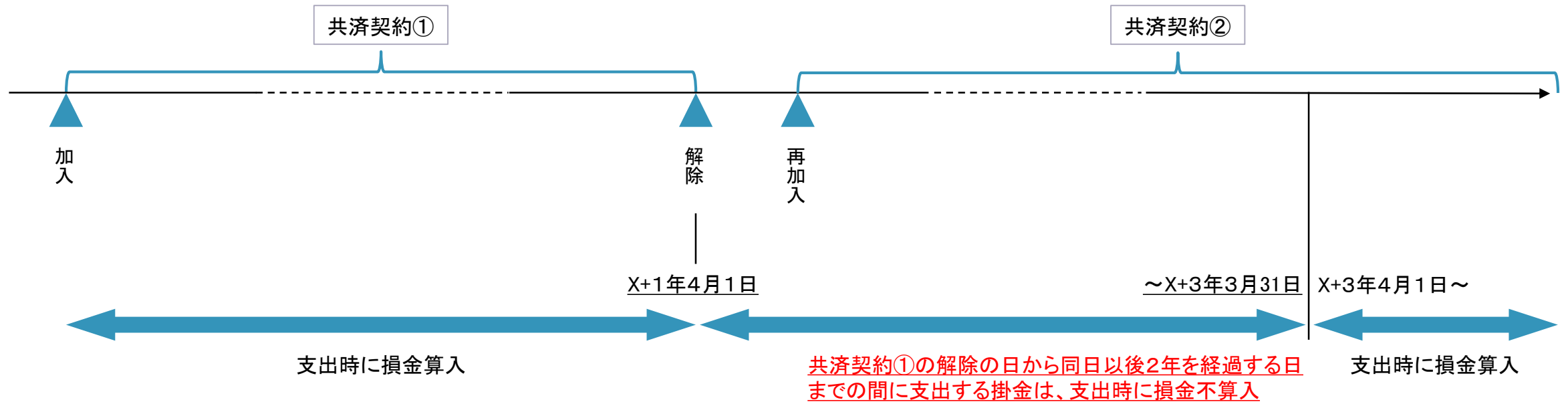
- (1) その事業年度開始の時にける資本金の額等が1億円を超える法人
- (2) 通算法人
- (3) 相互会社
- (4) 投資法人
- (5) 特定目的会社

※5 この改正により、資本金の額等が1億円を超える農業協同組合等、相互会社又は資本金の額等が1億円以下の投資法人・特定目的会社のうち、常時使用する従業員の数300人超500人以下のものが、対象法人から除かれることとなります。

## (2) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における中小企業倒産防止共済事業に係る措置(※1)について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこと(支出時に損金不算入(資産計上))とされました(措法66の11②)(※2)。

[中小企業倒産防止共済事業に係る措置の見直しのイメージ図]



※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための共済契約に係る掛金を支出した場合には、その支出した金額は、その事業年度に損金算入することとされています(措法66の11①二)。

※2 法人の締結していた共済契約につき令和6年10月1日以後に解除があった後共済契約を締結したその法人がその共済契約について支出する掛金について適用されます(改正法附則53)。